

2014年10月制度改革について

事故及び回収に関する制度変更

独立行政法人 日本貿易保険

1. 事故に関する制度変更

目的：被保険者の事務負担の軽減及び各種義務の明確化

◆船後事故てん補率の記載の見直し

- 「保険金額／保険価額」となっていた船後事故のてん補率を「証券記載の付保率」としました。これにより、これまで保険金査定において発生していた小数点以下の端数が無くなり、保険金をより簡易に計算できるようになります。

◆損失発生通知書、危険発生通知書の一本化

- 損失発生時の報告について「危険発生通知書」と「損失発生通知書」を一本化し、「損失等発生通知書」とすることで、通知書を使い分ける等のお客様（被保険者）の事務負担を軽減します。
- 通知書の通知項目も見直し、「事故区分」、「事故事由」欄を削除いたしました。

◆損失防止軽減義務の明確化

- 損失防止軽減義務を「権利行使等の委任（※）を行うまでの間」の義務と規定することにより、義務の終期を明確にしました。（※ 原則として保険金請求時に委任していただきます。）
- 義務内容を「全件に課している措置」、「該当する場合に課している措置」に分類・整理しました。なお、被保険者が措置を取り得たにもかかわらず行わなかった場合、その判断の合理的な理由の説明がなされない場合、措置を行えば損失を防止軽減できたと認められる金額をてん補責任額から控除します。

◆被保険者無責に係る規定の明確化

- 当事者間で保険契約の対象となる権利に係る紛争（商品クレーム等）がある場合は、NEXIは紛争が最終的に解決したときに保険金を支払うことを約款に明記しました。

1. 事故に関する制度変更

◆ 条件付支払の見直し

•保険金支払いに関し、従来の条件付払(転売契約締結前で合理的な評価額を確定することが困難な場合は一定額のみ控除して一旦保険金を支払うが、貨物の転売後に差額を返納する条件を付す制度)の内容を以下のとおり見直し、保険金請求をし易くしました。

- ①転売契約締結前でも保険金請求することを可能としました。一旦、実損額全額について保険金を支払い、後に転売でき、代金が支払われた場合は、保険金支払額を再計算し、差額を納付していただきます。
- ②転売契約締結後であっても、貨物完成・代金支払いまでに時間がかかる等、代金支払いが確実でない場合は、一旦、実損額全額について保険金をお支払いし、後に代金が支払われた場合は、保険金支払額を再計算し、差額を納付していただきます。
- ③転売契約締結後であって代金の支払いが確実である場合は転売額を控除して保険金をお支払いします。なお、転売先の倒産等で、その後当該金額が取得できなかった場合に当該金額分について追加で保険金を支払えるよう、保険金支払時に条件を付すことといたします。

◆ 債務確認内容及び債務確認方法の明確化

•債務確認のために必要な事項を以下のとおり明確にいたしました。

- ・支払人の債務認識(債務を負っているとの認識があることの表明等で可)
- ・紛争の不存在(支払人との間で紛争が存在しないこと)
- ・対象債務の特定(契約番号、当初決済日等対象債務が特定されていること)
- ・未決済残高

•債務確認の方法を以下のとおり明確にいたしました。

- ・債務確認のために必要な事項を確認しうる支払人との通信記録(できる限り債務確認書の取得をお願いいたします。)
- ・上記書類の提出が困難な場合であって「回収の権利行使等及び債務確認」をNEXIに委任した場合に限り、NEXI委任の回収業者(サービサー)が回収行為の一貫として債務確認を行うことが可能です(この場合の費用はNEXIが負担いたします。)
- ・L/C決済や手形決済の場合、その他NEXIが認めた場合は、債務確認書類の提出は不要です(※従来通り、銀行が発行する未決済額の確認可能な書類等(銀行間のSWIFT電文書類の写し等、銀行等からの取立や督促に対して不払いを確認できる書類)は提出が必要です。)

2. 回収に関する制度変更

目的①：被保険者の回収義務の負担の軽減、被保険者の義務の範囲の明確化

◆ 回収主体の転換

- 回収対象契約に係る債権全体の回収方針をNEXIが策定することとします。
- このため、付保部分(てん補部分、てん補割れ部分)、無付保部分を一体として回収できるように、保険金請求時に回収対象契約全体について回収に係る権利行使をNEXIに委任していただきます。
- 実際の回収方針策定に当たっては、サービサーを積極的に活用いたします。

◆ 回収協力義務

- NEXIが、被保険者に回収行為を指示することを可能としました。なお、被保険者にお願ひする具体的な回収行為は、NEXIが作成する「指示書」に記載いたします。

◆ 案件の終了(終了認定)

- NEXIが、回収が困難であると判断したときに回収を終了できるようにいたしました。
- 回収の終了基準に費用対効果(見込み値)での終了判断を追加いたしました。また、一部不明瞭であった終了基準を削除及び改正いたしました。

2. 回収に関する制度変更

目的②：被保険者の費用負担の軽減

◆回収費用

〈保険金請求後の回収費用の負担〉

- NEXIの指示に基づく被保険者の回収行為に伴う回収費用、及びNEXI自身の回収行為に伴う回収費用は、代位比率に応じてNEXIが負担いたします。
 - 案件の終了時に回収費用が回収金を超過した場合には、その超過費用は、付保部分については全額NEXIが負担いたします（ただし、貨物処分費用は貨物処分による取得金額を上限として負担いたします。）。
- ※無付保部分にかかる回収費用は、被保険者にご負担いただきます。

〈保険金請求前の回収費用の負担〉

- 保険金請求前の回収費用は、原則として被保険者にご負担いただきます（従来のNEXIによる損失防止軽減費用の負担は廃止いたしました。）。
- 例外として、（あ）船前事故等の貨物処分費用、（い）保険金請求前にNEXIが回収を受任した場合の回収費用、（う）債務者に対し、被保険者がすぐに法的手続を取った方が良くNEXIが判断した場合の法的手続に係る費用については、（あ）は保険金請求時にてん補率、（い）（う）は保険金支払後に代位比率に応じてNEXIが負担いたします。

2. 回収に関する制度変更

目的③：その他（保険代位・一部保険に関する明確化、被保険者の事務負担の軽減）

◆保険代位に係る規定の明確化

- 船前事故及び増加費用に係る事故についてもNEXIが代位比率に応じて保険代位することを約款に明記いたしました。

◆一部保険における無付保部分の取扱い

- 原則、付保部分（てん補部分、てん補割れ部分）、無付保部分を一体として取り扱うことから、保険金請求時に原則として、無付保部分を含めてNEXIに権利行使等の委任をしていただくことを明記いたしました。
- 無付保部分は被保険者が、回収金を取得するとともに、回収費用を負担することを明記いたしました。

◆回収金納付に係る手続の変更

- 従来被保険者に行っていたおりました回収金の配分の算定を、NEXIにおいて行うことといたしました。このため、被保険者には、回収した金額がある場合には、当該金額のみをNEXIに通知いただきます。